

別 紙

答申甲第14号

答 申

第1 審査会の結論

宮城県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（以下「本件計画」という。）の見直しのために、県内の介護保険施設（特別養護老人ホーム及び老人保健施設）から個人情報を収集することは、本件計画見直しの基礎資料として必要なものであり、下記の第3の事項に留意すれば、個人の権利利益を侵害するものではない。

第2 諮問に至る経緯及び諮問内容

1 諮問に至る経緯

宮城県では、「みやぎの福祉・夢プラン」の基本理念を踏まえ、平成12年3月に平成12年度から平成16年度までの5か年計画として本件計画を策定したが、市町村の意向や施設利用実態等をもとに3年ごとに見直しを行うこととしている。

本件計画の見直しに当たっては、介護保険施設における利用希望者の実態把握が必要不可欠であるが、平成12年度からの介護保険制度の実施により、入所制度が措置制度から契約制度に変更され、介護保険施設には重複して申込が可能になったため、県においては正確な利用希望者数を把握できなくなっている。

よって、重複申込者数を控除の上での利用希望者の実数及び利用希望者がどのような場所で待機しているのかを把握して平成14年度の計画見直しの基礎資料とするため、各介護保険施設から個人情報を収集する必要があることから、平成13年10月

3日付けで個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に基づき諮問がなされた。

2 諮問内容

以下の内容で個人情報を本人以外から収集することの妥当性について、当審査会の意見を求められたものである。

(1) 平成14年度の本件計画見直しに先立ち、県内全135か所の介護保険施設から、利用希望者の介護保険被保険者番号、氏名、性別、生年月日、満年齢、住所地市町村（保険者）、要介護度、現在の居住場所の区分及び住所、新旧いずれの制度下での申込みか、といった個人情報を収集する。

(2) 収集した個人情報は実施機関内で処理し、個人が特定されないよう統計処理の上で利用する。

(3) 今回の高齢者保健福祉計画及び介護保険支援事業計画の見直し終了後、収集した個人情報は抹消廃棄する。

第3 個人情報を収集するときの留意事項

1 個人情報を収集するため各介護保険施設に対して協力を求める際は、当該個人情報については、個人情報保護条例に基づき、本人の権利利益を侵害することのないよう取り扱う旨を説明すること。

2 収集した個人情報を集計し、公表する際は、個人が特定されることのないよう注意すること。

3 第2の2に挙げた個人情報項目以外に、収集する個人情報項目を新たに追加するときには、再度諮問すること。

また、収集する個人情報項目を変更する際も同様とする。

4 本件計画の見直しが終了次第、収集した個人情報については、確実かつ速やかに

消去すること。

- 5 介護保険施設は個人情報保護条例第5条の事業者該当し、同条例第27条に基づく「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」（平成9年1月28日宮城県告示第87号）の遵守が求められる。

本件において介護保険施設が県の求めに応じて当該個人情報を提供する行為は、同指針第4の(2)に規定する目的外提供に該当するが、実施機関が適切に個人情報を取り扱えば、個人の権利利益を侵害するものではないと認められることから、許容されるものとする。

宮城県個人情報保護審査会

会 長

会長職務代理者

委 員

委 員

委 員